

## 季節労働者のみなさんへ

「資格取得促進助成」のお知らせ

南留萌地域通年雇用促進協議会が認める教育訓練等（国、北海道が指定するもの）を受講して、資格取得した季節労働者の方に最高10万円（費用1/2）を限度に助成します。

### ■対象となる季節労働者

雇用保険の短期雇用特例給付（特例一時金）の受給資格を得て、当協議会に受講を申請し承認された方です。

南留萌地域（留萌市・増毛町・小平町）の訓練機関で受けられる教育訓練名

免許・訓練の種類	指定教育機関	講習の時期	定員・講習時間数
大型特殊免許	留萌自動車学校	随時	
ガス溶接技能	(社)留萌地域人材開発センター(バウスボ留萌)	H20.2-3月(2回)	各20名 14・21時間
小型移動式クレーン		H20.3.6~	50名、20時間
不整地運搬車運転		H20.3.13~	50名、11時間
玉掛技能		H20.3.3~	50名、19時間
車両系(整地等)運転	(株)日立建機教習センター	H20.3.10~	50名、14時間
車両系(解体用)運転		H20.3.12~	50名、3時間
フォークリフト運転		H20.3.15~	20名

ほかに、講習料が無料で受講できる講座を予定しています。

講習の種類	講習機関	講習の時期	定員・講習時間数
パソコン講習	(社)バウスボ留萌	H20.2-3月(2回)	各10名、4日

他の教育訓練及び訓練機関については、当協議会に問い合わせください。

### ■助成金の額

助成金の額は、対象となる経費（入学料、受講料）の1/2以内に相当する額で最高10万円が限度です。  
※本事業の利用回数は、1人1回が限度です。

※受講する指定訓練について、本事業と類似する国や北海道の助成金との両方の受給はできません。

### ■助成金を受ける場合の手続

- ① 助成金を受けるためには、当協議会と事前相談及び希望する教育訓練の実施計画書を提出する必要があります。
- ② 助成金を受け取るためには、資格検定試験の合格、または、教育訓練の受講終了から1ヵ月以内か平成20年3月20日のいずれか早い日までに下記のところへ申請をしてください。

### ◎問い合わせ・助成金申請先

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地  
留萌市経済課内 南留萌地域通年雇用促進協議会  
担当：橋本 TEL/FAX 42-2278

## e-Taxをご利用ください！

平成19年分の所得税の確定申告の受付が  
平成20年2月18日(月)から始まります！

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットができるパソコン(ICカードリーダーが必要)があれば、税務署に出かけることなく、所得税などの申告、納税などを自宅から行うことができ、申告された還付申告は3週間程度で処理されます。

本人の電子署名及び※電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて記載内容を入力するのみとなりました。ただし、確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。

また、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回)。

なお、e-Taxを利用しようとする方は、開始届出書を提出し、利用者識別暗号等を取得する必要があります。オンラインの場合は即時発行されますが、書類の場合は3週間程かかります。

手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

### ※電子証明書を取得するには…

- ① 小平町役場総務課住民係の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)発行申請をしてください(印鑑と住民基本台帳カード発行手数料500円が必要となります)。
- ② 申請後、2週間程度で住民基本台帳カード交付通知書がお手元に届きますので、持参のうえ、カードを受け取り、あわせて電子証明書の発行申請をしてください。電子証明書入りの住民基本台帳カードをお渡しいたします(電子証明書発行手数料500円が必要となります)。

### ◎納税に関する問い合わせ先

役場財政課税務係 ☎56-2111(内線216・217)